

# 臨時福祉給付金と 子育て世帯臨時特例給付金 子育て支援減税手当

## のお知らせ

平成26年4月から、消費税率が引き上げられたことに伴い、市民税の非課税世帯や児童手当の受給者を対象に、給付金・手当が支給されます。給付の対象や申請方法などについてお知らせします。

### ▼問い合わせ＝

臨時福祉給付金…福祉課 ☎(76)52605 ㊟(34)33388  
子育て世帯臨時特例給付金・子育て支援減税手当  
…子育て支援課 ☎(32)80334 ㊟(34)4379

### 支給の目的

4月から消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の低い人への影響を緩和するため、臨時的な措置として1回限り支給します。

### 支給の要件

#### ●支給対象者

平成26年1月1日時点でみよし市に住民票があり、平成26年度の市民税が課税されていない人

※市民税が課税されている人に扶養されている人や、生活保護を受給している人などは対象になりません。また、平成26年1月1日時点でみよし市に住居がなない人は、住民登録をしていた市町村にお問い合わせください。

#### ●支給額

対象者1人につき10,000円

※高齢基礎年金、障がい基礎年金、児童扶養手当、特別障がい者手当などの年金

や手当を受給している人には、1人につき5,000円が加算されます。

### 申請書の提出について

#### ●申請方法

福祉課へ郵送、または臨時福祉給付金窓口(市役所1階101会議室)へ直接

#### ●申請期間

7月1日(火)から12月31日(水)まで(消印有効)

※窓口での受け付けは12月26日(金)まで

#### ●提出書類

①臨時福祉給付金申請書(申請書は6月下旬に、平成26年度市民税が課税されている人に発送予定)

②本人確認書類(運転免許証、住民基本台帳カード、パスポートなどの写し)

※支給対象者全員分の本人確認書類が必要です。

③指定する振込先口座の確認書類(金融機関名、口座番号、口座名義人)フリ

### 給付金の受け取り方法

指定の口座へ振り込み

### 注意事項

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金(国制度)は、どちらかのみ受給になります。詳しくは、5ページの「子育て世帯が受給できる給付金の種類」をご覧ください。

「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください

市や県、厚生労働省などがATMの操作をお願いすることは絶対にありません。不審な電話がかかってきたり、郵便物が届いたりしたときには、迷わず市役所、警察へご連絡ください。

# 臨時福祉 給付金



# 子育て世帯臨時 特例給付金

# 子育て支援減税 手当



## 支給の目的

4月から消費税率が引き上げられたことに伴い、子育て世帯への影響を緩和<sup>かんわ</sup>するため、臨時的な措置として1回限り支給します。

## 支給の要件

**子育て世帯臨時特例給付金(国制度)**  
●支給対象者

次の①から③を全て満たす人

①平成26年1月1日時点でみよし市に住民票がある人

※平成26年1月1日時点でみよし市に住民票がない人は、住民登録をしていた市町村にお問い合わせください。

②平成26年1月分の児童手当、または特例給付を受給している人

③平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人(別表1参照)

●対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当、または特例給付の対象となった児童  
※臨時福祉給付金の対象児童、生活保護受給世帯の児童は対象になりません。

●支給額

対象児童1人につき10,000円

**子育て世帯臨時特例給付金(国制度)**

●支給対象者

子育て世帯臨時特例給付金と同じ

※平成26年1月1日時点で、愛知県外に住民登録していた人は対象になりません。

●対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当、または特例給付の対象となった児童

●支給額

対象児童1人につき10,000円

## 子育て世帯が受給できる給付金・手当の種類

次の①から③の内、該当する給付金・手当  
①平成26年度の市民税が課税されている場合…子育て世帯臨時特例給付金と子育て支援減税手当

※ただし、平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合は、いずれの給付金・手当も受給できません。

②生活保護を受給している場合…子育て支援減税手当

③「①」「②」両方に該当しない場合…臨時福祉給付金と子育て支援減税手当

## 申請書の提出について

●申請方法

子育て支援課へ郵送、または子育て世帯臨時特例給付金専用窓口(市役所2階)子育て支援課へ直接

●申請期間

7月1日(火)から12月31日(水)まで(消印有効)

※窓口での受け付けは12月26日(金)まで

●提出書類

子育て世帯臨時特例給付金兼子育て支援減税手当申請書(申請書は6月27日(金)発送予定)

※外国人は、対象児童全員の名刺の写しを添付してください。

## 給付金・手当の受け取り方法

児童手当の振込先口座へ振り込み

## 注意事項

・児童手当とは異なる制度のため、受給するためには必ず申請が必要です。  
・公務員の人には、勤務先から申請書が配布されます。必要書類を添えて平成26年1月1日時点で、住民登録していた市町村へ申請してください。

■別表1 児童手当の所得制限限度額の目安

区分 (扶養親族の数)	限度額の目安 (給与収入ベース)
子1人	8,756,000円
夫婦・子1人(2人)	9,178,000円
夫婦・子2人(3人)	9,600,000円
夫婦・子3人(4人)	10,021,000円